

第1回地域振興事業（丘の公園）あり方検討委員会 会議録

- 1 日 時 平成28年11月30日（水）午後1時10分から午後4時50分まで
- 2 場 所 山梨県庁防災新館401会議室、丘の公園ゴルフコースレストランコンペルーム
- 3 出席者
（委員）小口委員、桑田委員、小林委員、立石委員、萩原委員、村田委員
（事務局）一瀬公営企業管理者、末木企業局次長、清水企業局総務課長、前島総括課長補佐、
経営企画担当（3名）、財務担当（1名）
- 4 会議に付した議題等
 - (1) 地域振興事業(丘の公園)あり方検討委員の委嘱状交付
 - (2) 会長選出
 - (3) 議事
 - ・地域振興事業(丘の公園)の概要について
- 5 議事の概要
 - (1) 地域振興事業(丘の公園)あり方検討委員の委嘱状交付について
 - ・6名の委員に委嘱状を交付した。
 - (2) 会長選出について
 - ・「地域振興事業（丘の公園）あり方検討委員会設置要綱」第6条第1項の規定により、委員が互選し、村田委員を会長に選任した。続いて、同条第3項の規定により、村田会長が小口委員を会長代理に指名した。
 - ・会長があいさつをし、他5名の委員が自己紹介を行った。
 - ・事務局が野村委員及び宮崎委員の欠席を連絡した。
 - (3) 地域振興事業(丘の公園)の概要について
 - (会 長)
地域振興事業(丘の公園)の概要について事務局から説明をお願いします。
 - (事務局)
資料1に基づき、事業の概要、経営の状況・課題について説明した。
 - (会 長)
この後、現地視察を実施するが、その後も議事が継続する。ご意見ご質問は其中で受ける。
その他、事務局から何かあるか。
 - (事務局)
現地への移動方法及び集合時間等について説明した。
 - (会 長)
以上をもって本日前半の議事を終了する。

・現地視察後、議事を再開した。

(会 長)

議事の「(1) 地域振興事業(丘の公園)の概要について」は、防災新館で終了した。「(2) 現地視察」については、1時間半ほど行ってきたところであるが、「(3) その他」について、事務局に説明をお願いします。

(事務局)

資料2に基づいて今後のスケジュール及び主な議題について説明し、次回日程について調整を行った。

(委 員)

完成形として、最終的にどんなものを出すか。報告書はどんな想定をするのか。

(事務局)

報告書については、資料2の「主な議題」の内容を中心とするが、これに加えて、第2回目には現在の経営状況、規模及び売れ行き見通しなどをご覧いただき、それをもとに、老朽化対策、適正規模、納入金はどうあるべきか、そういったものを取りまとめていただきたい。

(委 員)

報告書は、誰が作るのか。

(事務局)

ご意見があったものを集約し、事務局で案を作成する。最終的にご了解いただいたものを、委員会の報告書とさせていただきます。

(委 員)

予定では、2月、5月、7月、8月及び9月となっているが、2月にはどんな内容を議論するなど段階として決まっているのか。

(事務局)

現状の課題や、収益の見通しなど基本的な事項については、第2回で提示する予定である。

(委 員)

収支状況などは2月に提出されるということか。

(事務局)

そうである。今回はまずは現場を見ていただくことを中心とさせていただいたが、本格的な議論は第2回以降から始まるという認識をしていただきたい。

(委 員)

データとしては、施設ごと月ごとの利用者数など、相当細かいものが出てくるのか。

(事務局)

企業局の地域振興事業会計の決算の状況や、指定管理者の経営状況も示させていただきます。

(委 員)

例えば施設ごとの利用者数など、かなり分析をしているのか。

(事務局)

している。そのようなデータを提供させていただく。

(委員)

アンケート調査を実施しているか。例えばどんな地域から利用者が来ているなど。

(事務局)

どの地域からどれだけという分析は、大まかなものはあるが、細かい分析がされたものは無い。

(委員)

これだけ長く営業しているが、そのようなアンケートはやったことがないということか。

(事務局)

アンケート自体はやっており、どのような意見が出ているか把握している。県内からどのくらい、県外からどのくらい来ているか、そういったものはある程度、調査している。

(委員)

施設ごとの利用者が提示できるか。

(事務局)

ゴルフ事業では友の会会員で、ある程度のデータがある。レジャー事業については、明確なものは無いが、指定管理者がこちらの地域の人数調査をしたことがあるので、そういうデータはある程度あるが、実際の利用者数についてのデータはない。満足度調査はしているが、どの地域から、という項目はない。

提供できるのは、ある程度限定されたデータになる。レジャー事業でも温泉の利用者がどこから来たのか、というデータは無い。ゴルフ事業で友の会に入っている利用者が、どこの人で、ということは掴んでいる。部分的なデータから推計しなければならない部分はある。

(会長)

事務局には一度、資料を出してもらい、議論の中で、もう少しこういう資料があれば、という意見があれば、次の回で出してもらおう。そういう形になる。

(委員)

県として当初の投資額があり、その時に資金調達をどのようにして、残高がどれくらいある、利息をどれくらい払っている。そういうデータが提供されるということか。

(事務局)

そういったデータは全てある。

(委員)

大規模修繕の予定を概算で構わないので、施設ごとに出していただきたい。

(事務局)

資料2には、議論していただきたい議題ということで記載したが、色々な課題を抱えている。一度に提示しても、恐らく、議論し尽くせないという状況にあるため、事務局で、今回はこういう内容について集中的に議論していただきたい、というように、それに合わせた資料を用意させていただく。その上で、委員から、こういったことについて検討すべきではないか、とい

う意見があれば、そういった内容に対応する資料を用意させていただきたいと考えている。

(委員)

県として、廃止するとか、譲渡するとか、そういう選択肢はあるのか。

(事務局)

資料2の主な議題には、収支の見通しや、施設の老朽化、施設の適正規模という項目がある。施設の適正規模とは、ゴルフ場のコース数のことであるが、現在の27ホールは多いのではないかという議論もある。そういったことや経理的な状況を踏まえ、これを縮小すべきではないかということも議論していただく。

地域振興事業会計には、借入金の残高が59億円ある。施設の老朽化に対して、どの程度投資をして、どのように回収していくのか。今後のレジャー人口の動向や、人口減少を踏まえ、この施設を平成31年度以降も維持していることができるのか。丘の公園は八ヶ岳南麓地域における観光振興の拠点であるという説明をした。丘の公園を維持をしていきたいという思いはあるが、本当にそれに耐えられる状況にあるのかどうか、そういう議論をしなければならず、意見をいただく必要がある。

その上で、いただいた意見を踏まえ、継続する、もしくは、今すぐ廃止ではないにしても、将来的には、そのような方法を考えなければいけないのか、そこまでの厳しい議論も想定し、委員に集まっていた。資料を提供するので、忌憚の無いご意見をいただきたい。

(委員)

会議の資料は、開催の少し前にいただきたい。

(事務局)

開催前に、必ずその回の資料を、予め送付する。

(会長)

委員は多様な分野の方が集まっている。恐らく財務面だけ見ると、即廃止となるかも知れないが、地域での必要性など、色々な側面から見て、最終的な報告書を作っていくという形になると考えている。お話いただいたとおり、主な議題というように、本当にたくさんの課題があるだろうから、ある程度テーマを絞って、皆で集中的に話をしていく中で、それ以外にも必要があれば、その都度、皆で話し合っていくという形で良いのではないかと思う。

その他、意見や質問はあるか。

(委員)

納入金とはどういう性格のものか。

(事務局)

通常の指定管理を受けている施設というのは、指定している側が指定管理料金を払っている。県の施設で、納入金をいただいているのは、丘の公園と、もう一箇所しかない。

要するに、指定管理者が管理を代行し、必要な経費を払った上で、一定規模以上の収益が上がるということが想定できる。その中から、企業局に納入金を払っていただいている。

丘の公園の土地は、県有林の恩賜県有財産特別会計から借りているため、貸し手に賃借料を支払わなければいけない。先程59億円という借入の話をしたが、借入そのものは、民間からの借入ではなく、企業局が持っている電気事業という別の会計から借りており、そこへも返していかなければいけない。納入金はそういったものに充当している。

(委員)

この施設はこのくらい、というように決まっているのか

(事務局)

丘の公園については1億5千万円というように決まっている。納入金1億5千万から土地の賃借料を約6千万円支払っている。また、例年7千万を借入金の償還に充て、残った2千万円で修繕を行っている。

(委員)

通常の業務で1億5千万円の収支差額が出ているということか。

(事務局)

今回の指定管理期間は平成26年度から平成30年度までの契約であるが、平成26年から平成30年度までの指定管理については、営業の仕方など数社から提案を受け、プロポーザル方式で今の指定管理者に決まった。

1億5千万円を下限とする条件を付けていたが、今の指定管理者が提案した1億5千万円で契約した。次回も同様の提案を受けることを想定しているが、現指定管理者の経営状態は赤字が続いているため、1億5千万円の条件で応募があるかという点と難しい。

また先程、施設の適正規模についての話があったが、8月などのトップシーズンであれば、27ホール必要な場合もあるかも知れないが、必ずしも満杯というわけではない。そうすると、1コースは減らしたほうがいいのか。そうすれば、我々が支払っている土地の賃借料も安くなる可能性もある。そのバランスはどこが一番いいのかという話が出てくる。

先程、廃止の話もあったが、ゴルフ人口の高齢化や少子化により利用者が減っていくという問題もあり、どこかに限界はあるのかも知れないが、事務局としては、当面は継続し、一定の返済もでき、支払ができていく条件は、あると考えている。どの時期までか、どんな条件設定をするか、そういったことを探るため、色々なご意見をいただきたい。

納入金をもらっている企業局は黒字であるが、指定管理者は赤字である。1億5千万円という金額で契約しているため、赤字であっても、企業体という形で指定を受けていることもあり、色々な工面をしてもらいながら納入金を払ってもらっている。

(委員)

指定管理者は借入金をしているということか。

(事務局)

そうである。

(会長)

契約条件なので、ということか。

(事務局)

そうである。

(会長)

こんな状況であるから、指定管理者の募集をしても、他に応募が無くなってしまおうということか。

(事務局)

そうである。

(会 長)

だからこそ、次回は1億5千万円ではなくて、1億円にするなど金額を考えなければいけないということか。

(委 員)

何年か前に同じような委員会があり、委員の中には地主の方も入っていたと思う。土地の賃借料の問題があり、個人的にはこういう時代であるため、地代をぐっと下げて、お互い負担をするべきであると考えたが、当事者がいると難しい面があった。

今回は、止めるなどの場合であれば、利害関係者の了解や経営の問題もあると思うが、この委員会の前提として、あくまで意見であり、決定の場ではないので、そのような意見を出していくというのは方向としてよろしいか。

(事務局)

前回の委員会、今の指定管理期間について定めるあり方検討委員会では、財産区の方が委員になっていた。地元の財産区と指定管理者と企業局は、別に当事者の協議会があるので、今回のあり方検討委員会では、財産区や指定管理者などの当事者は入らない形で、全くフラットな形で運用していただくことにさせてもらった。

(委 員)

あくまで提言をさせていただくということだと思うが、提言の出し方としても、全員一致の結論として出すのか、皆さんの立場があるので、非常に難しいと思う。

(事務局)

場合によっては、併記をしなければならないことも出てくるかも知れない。

(委 員)

その場合は、会長がとても苦労すると思う。

(会 長)

委員の意見の出具合によると思う。意見が一致する部分もあれば、そうでない部分も出てくる。仮に4対4で意見が分かれば、併記をお願いすることも出てくると思う。

(事務局)

我々当事者が気付かないような魅力、あるいは、ここをこう活かすべきだ、という話は、例えば、報告書に反映しないとしても、たくさん出していただきたい。それというのも、前回の委員会においては、報告書は非常にコンパクトであったが、議事録では、商品のアイデアや、タイアップしたらこんなことができるのではないかと、など色々良い意見があり、実際に実現している。

報告書に反映しない意見も非常に貴重であるため、忌憚りの無い意見を、色々な形で、色々な視点からいただければありがたいと考えている。

(会 長)

実現可能性みたいなものは特に考えず、現状、私たちはこう考える、という形で話をさせてもらってよいか。

(事務局)

よい。

(委員)

企業局と指定管理者がいて、その経営という面で見ると、それらの立ち位置が分からない。指定管理者にどれくらい自由度があって、企業局がどれくらい経営的な意見を持っていて、その辺の摺り合わせがどういう形でされているのか。例えば、先程のグラウンド・ゴルフ場を、企業局がお金を出して整備する。あれは指定管理者が、このようなことをやりたい、こういうことをやると収益が上がるだろうということで、じゃあ企業局でお金を出しましょう、ということなのか、それとも、企業局が考えて、指定管理者にこういうことをやるといいよ、とアドバイスをしてやらせているのか、その辺の経営の立ち位置がよく分からない。

(事務局)

指定管理者の経営の自由度は、相当ある。先程、利用料金制の話をしたが、条例で、いわゆる上限としての料金が決められており、それ以下の金額であれば、企業局と協議の上、認めている。

(委員)

協議はするのか。

(事務局)

協議はしてもらい、企業局が承認する。そういう行為はあるが、基本的には自由にやってもらっている。もっと言うと、先程、オートキャンプ場でテントについて、我々が相談を受けて設置を許可した、という話をしたが、新しい施設を作ってもらっても、それは構わない。ただ、我々は土地を借りているため、貸し手に、こういう計画でこういうものを作りたい、という話はしなければいけないが、そういう自由度はたくさんある。収益のためにこういう投資をした、ということ是可以する。

(委員)

逆に、企業局に提案を出すことを求めることもできるのか。

(事務局)

指定管理者を決めるときのプロポーザルにおいて、企業局として、その提案を求めている。それ以外にも指定管理者が決まった後で、提案時に出さなかったが、こういうことがやりたい、ということもできる。以前は10年間という長い指定管理期間であったが、今は5年間である。投資をして回収をするということになると難しい。新たな投資というのは、やってもらえない状況である。

また、通常の修繕で60万円未満は指定管理者にしてもらおうが、それ以上の部分については施設の貸し手である企業局がする。しかし、先程の説明のとおり、2千万円くらいしか修繕費が無いため、壊れているところは、本当に切羽詰まった箇所のみを修繕するが、なかなか一度にはできない。そういう状況である。

(委員)

指定管理者はJVで、ニホンターフメンテナンス株式会社とある。ニホンターフメンテナンス株式会社はどの程度、指定管理に関わっているのか。

(事務局)

代表団体は株式会社清里丘の公園である。ニホンターフメンテナンス株式会社は全国22のゴルフ場で芝管理を行っている会社である。そことタイアップすることで、旧来から指定管理を行ってきた株式会社清里丘の公園にもメリットがあり、ニホンターフメンテナンス株式会社もそれを受け入れて、共同企業体を構成した。

(委 員)

ニホンターフメンテナンス株式会社はゴルフ場の経営をやっている会社ではなく、芝のメンテナンスをやっている会社か。そういう意味で、ノウハウが活かされているということか。

(事務局)

そうである。

(会 長)

これ以上意見・質問がなければ、これで議事を終了する。

(委 員)

会議は、午後半日くらいの想定か。

(事務局)

午後に2時間程度を想定している。

(会 長)

先に資料を配付し、読んでもらい、意見があれば効率的に交換し、2時間程度で終わる。このようなイメージでよいか。

(事務局)

よい。第2回目以降は、提案のあった内容を基に資料を改変する。

(会 長)

本日の議事は、以上で終了する。

以 上